

神奈川県がん患者等妊娠性温存治療費等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小児、思春期及び若年のがん患者等が、将来に希望を持ってがん治療等に取り組めるよう支援するため、妊娠性温存治療及び温存後生殖補助医療に係る費用に対し助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 妊娠性温存治療

生殖機能が低下し、若しくは失われるおそれのあるがん治療等に際して精子、卵子若しくは卵巣組織を採取し、これを凍結保存するまでの一連の医療行為、又は卵子を採取し、これを受精させ、胚（受精卵）を凍結保存するまでの一連の医療行為をいう。

(2) 温存後生殖補助医療

妊娠性温存治療により凍結した検体を用いた生殖補助医療等をいう。

(3) 医療保険適用外

健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第285号）に基づく医療保険制度による保険給付の対象とならないものをいう。

(4) 妊娠性温存治療実施日

精子、卵子、卵巣組織若しくは胚（受精卵）の凍結保存を行った日又は凍結した卵巣組織を再移植した日をいう。ただし、やむを得ない理由により凍結等を行えなかった場合又は中止した場合は、凍結保存を予定していた日をいう。

(5) 指定医療機関

ア 妊娠性温存治療指定医療機関

神奈川県がん患者等妊娠性温存治療費等助成事業指定医療機関指定要領第4条第2項により指定を受けた医療機関をいう。

イ 温存後生殖補助医療指定医療機関

神奈川県がん患者等妊娠性温存治療費等助成事業指定医療機関指定要領第4条第2項により指定を受けた医療機関をいう。

(6) 国の研究

令和4年3月23日付け健発0323第4号厚生労働省健康局長通知の別紙「小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）に基づき、患者からの臨床情報等のデータを収集し、妊娠性温存療法及び温存後生殖補助医療の有効性・安全性のエビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成等の妊娠性温存療法及び温存後生殖補助医療研究をいう。

(7) 夫婦

法律婚又は事実婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。以下同じ。）の関係にある者をいう。

（妊娠性温存治療の助成対象者）

第3条 この要綱による妊娠性温存治療の助成の対象となる者（以下「妊娠性温存治療助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 申請日において神奈川県内に住所を有する者
- (2) 妊娠性温存治療実施日における年齢が43歳未満の者。なお、第4条に規定する胚（受精卵）凍結に係る治療の場合は、夫婦である者のうち、妻が妊娠性温存治療の対象者である場合を対象とする。
- (3) 対象となる原疾患の治療内容は、次のいずれかとする。
 - ① 「小児、思春期・若年がん患者の妊娠性温存に関する診療ガイドライン」（一般社団法人日本癌治療学会）の妊娠性低下リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療
 - ② 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：乳がん（ホルモン療法）等
 - ③ 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血、遺伝性骨髓不全症候群（ファンコニ貧血等）、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症等
 - ④ アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等
- (4) 妊娠性温存治療指定医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊娠性温存治療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者。なお、原疾患の治療前を基本とするが、治療中又は治療後であっても医学的な必要性がある場合には対象とする。ただし、子宮摘出が必要な場合な

ど、本人が妊娠できないことが想定される場合は除く。

- (5) 国の研究に協力することに同意する者。ただし、妊娠性温存治療助成対象者が未成年者である場合は、できる限り本人も説明を受けた上で、親権者又は未成年後見人が同意した場合とする。
- (6) 妊娠性温存治療の助成対象となる費用について、他制度の助成を受けていない者

(温存後生殖補助医療の助成対象者)

第3条の2 この要綱による温存後生殖補助医療の助成の対象となる者（以下「温存後生殖補助医療助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 夫婦のいずれかが、申請日において神奈川県内に住所を有する者
- (2) 原則として、夫婦のいずれかが、第3条（同条第1号及び第2号を除く。）を満たし、第4条に定める治療を受けた後に、第4条の2に定める対象となる治療を受けた場合であって、同条に定める治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者。なお、夫婦ともに、第3条（同条第1号及び第2号を除く。）を満たし、第4条に定める治療を受けた後に、第4条の2に定める対象となる治療を受けた場合は、いずれか一方のみを対象とする。
- (3) 治療期間の初日（別紙のA～Gまでの各治療ステージにおいて最初の治療を行った日）における妻の年齢が43歳未満である夫婦
- (4) 温存後生殖補助医療指定医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、温存後生殖補助医療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者
- (5) 国の研究に協力することに同意する者
- (6) 温存後生殖補助医療の助成対象となる費用について、他制度の助成を受けていない者

(助成対象となる妊娠性温存治療)

第4条 助成の対象となる妊娠性温存治療は、第2条第5号に規定する妊娠性温存治療指定医療機関において実施した第6条の表に掲げる「対象となる治療」とする。

(助成対象となる温存後生殖補助医療)

第4条の2 助成の対象となる温存後生殖補助医療は、第2条第5号に規定する温存後生

殖補助医療指定医療機関において実施した第6条の2の表に掲げる「対象となる治療」とする。

ただし、以下に係る温存後生殖補助医療は助成対象外とする。

- ① 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供によるもの
- ② 借り腹（夫婦の精子と卵子を使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。）によるもの
- ③ 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出した場合等、妻の卵子が使用できない、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。）によるもの

（妊娠性温存治療の助成対象費用等）

第5条 この要綱による妊娠性温存治療の助成の対象となる費用は、次の各号に定める妊娠性温存治療に要した医療保険適用外費用とする。

- (1) 妊娠性温存治療の実施に関する意思決定支援（カウンセリング）に要する費用。
ただし、意思決定支援を実施した結果、妊娠性温存治療を開始しなかった場合は対象外とする。
 - (2) 妊娠性温存治療に要する費用のうち、精子、卵子、卵巣組織の採取及び凍結並びに胚（受精卵）の凍結に係る費用。ただし、治療に要する費用（初回の精子、卵子、卵巣組織又は胚（受精卵）の凍結保存に要する費用を含む。）に限るものとし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。
 - (3) 凍結した卵巣組織の再移植に係る費用
 - (4) 妊娠性温存治療を開始したが、凍結等が正常に行えなかった場合又は本人の体調不良等の理由により妊娠性温存治療を中止した場合は、それまでに要した費用
- 2 助成回数は、妊娠性温存治療助成対象者1人につき通算2回までとする。なお、第4条に規定する治療のうち異なる治療を受けた場合であっても通算2回までとする。
また、他の都道府県が国実施要綱に基づき実施する妊娠性温存治療費助成についても、通算回数に含めるものとする。

(温存後生殖補助医療の助成対象費用)

第5条の2 この要綱による温存後生殖補助医療の助成の対象となる費用は、温存後生殖補助医療に要した医療保険適用外費用とする。

ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外とする。また、主たる治療を医療保険適用で実施している場合における先進医療等における自己負担部分は対象外とする。

2 助成回数は、初めて温存後生殖補助医療の助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である場合、通算6回（40歳以上であるときは通算3回）までとする。ただし、助成を受けた後、出産した場合は、住民票と戸籍謄本等で出生に至った事實を確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。また、妊娠12週以降に死産に至った場合は、死産届の写し等により確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。

また、他の都道府県が国実施要綱に基づき実施する温存後生殖補助医療費助成についても、通算回数に含めるものとする。

(妊娠性温存治療の助成上限額)

第6条 治療毎の1回あたりの助成上限額については、次のとおりとする。

対象となる治療	1回あたりの助成上限額
1 胚（受精卵）凍結に係る治療	35万円
2 卵子凍結に係る治療	20万円
3 卵巣組織凍結に係る治療（組織の再移植を含む）	40万円
4 精子凍結に係る治療	2万5千円
5 精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円

(温存後生殖補助医療の助成上限額)

第6条の2 治療毎の1回あたりの助成上限額については、次のとおりとする。

対象となる治療	1回あたりの助成上限額
前条の表1の治療により凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療	別紙のとおり
前条の表2の治療により凍結した卵子を用いた生殖補助医療	

前条の表3の治療により凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療	
前条の表4又は5の治療により凍結した精子を用いた生殖補助医療	

(妊娠性温存治療に係る助成の申請)

第7条 この要綱による妊娠性温存治療の助成を受けようとする者は、妊娠性温存治療終了後、神奈川県がん患者等妊娠性温存治療費等助成事業申請書（妊娠性温存治療分）（第1号様式）に、次の関係書類を付して、知事に提出するものとする。

- (1) 神奈川県がん患者等妊娠性温存治療費等助成事業に係る証明書（妊娠性温存治療実施医療機関）（第2号様式）
 - (2) 神奈川県がん患者等妊娠性温存治療費等助成事業に係る証明書（原疾患治療実施医療機関）（第3号様式）
 - (3) 胚（受精卵）凍結に係る治療費を申請する場合、婚姻関係の確認ができるもの
 - ① 法律婚の場合 戸籍謄本
 - ② 事実婚の場合 (a)から(c)まで (ただし、(c)については夫婦が同一世帯でない場合のみ)
 - (a) 両人の戸籍謄本
 - (b) 両人の住民票の写し
 - (c) 事実婚関係に関する申立書（妊娠性温存治療分）（第9号様式）
 - (4) 妊娠性温存治療の主治医が属する妊娠性温存治療指定医療機関以外の医療機関で治療の一部を受け、その治療費を申請する場合、費用及び治療内容を証明する次のいずれかの書類
 - ① 領収書及び治療明細
 - ② 神奈川県がん患者等妊娠性温存治療費等助成事業に係る領収金額内訳証明書（妊娠性温存治療一部実施医療機関）（第10号様式）
 - (5) 申請日において、神奈川県に居住していたことを証明する書類（住民票の写し等）
 - (6) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の申請は、妊娠性温存治療実施日から1年以内に行うものとする。ただし、特段の事由があると知事が認める場合には、この限りでない。

(温存後生殖補助医療に係る助成の申請)

第7条の2 この要綱による温存後生殖補助医療の助成を受けようとする者は、温存後生

殖補助医療終了後、神奈川県がん患者等妊娠性温存治療費等助成事業申請書（温存後生殖補助医療分）（第6号様式）に、次の関係書類を付して、知事に提出するものとする。

- (1) 神奈川県がん患者等妊娠性温存治療費等助成事業に係る証明書（温存後生殖補助医療実施医療機関）（第7号様式）
- (2) 神奈川県がん患者等妊娠性温存治療費等助成事業に係る証明書（原疾患治療実施医療機関）（第3号様式）
- (3) 婚姻関係の確認ができるもの
 - ① 法律婚の場合 戸籍謄本
 - ② 事実婚の場合 (a)から(c)まで (ただし、(c)については夫婦が同一世帯でない場合のみ)
 - (a) 両人の戸籍謄本
 - (b) 両人の住民票の写し
 - (c) 事実婚関係に関する申立書（温存後生殖補助医療分）（第8号様式）
- (4) 温存後生殖補助医療の主治医が属する温存後生殖補助医療指定医療機関以外の医療機関で治療の一部を受け、その治療費を申請する場合、費用及び治療内容を証明する次のいずれかの書類
 - ① 領収書及び治療明細
 - ② 神奈川県がん患者等妊娠性温存治療費等助成事業に係る領収金額内訳証明書（温存後生殖補助医療一部実施医療機関）（第11号様式）
- (5) 申請日において、神奈川県に居住していたことを証明する書類（住民票の写し等）
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請は、温存後生殖補助医療の治療最終日（妊娠確認又は治療を中止した日）から1年以内に行うものとする。ただし、特段の事由があると知事が認める場合には、この限りでない。

（助成決定及び支払い）

第8条 知事は、前2条の規定による申請があったときは、当該申請に係る申請書類の内容を審査し、適當であると認めるときは、神奈川県がん患者等妊娠性温存治療費等助成事業助成金額決定通知書（第4号様式）により通知するとともに、助成金を申請した者（以下「申請者」という。）の指定する金融機関の口座に振込の方法で支出する。

2 知事は、前項の審査の結果、当該申請が適當でないと認めるときは、神奈川県がん患

者等妊娠性温存治療費等助成事業助成金不承認通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第9条 知事は、偽りその他不正の手段により申請者が助成を受けたとき又は助成金の誤納があったときは、当該助成の決定の全部若しくは一部を取り消し、当該取消しに係る額を返還させることができる。

（書類の整備等）

第10条 この要綱による助成金の交付を受けた者は、助成対象経費の支払いに係る収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する証拠書類は、当該助成対象経費の支払日の属する会計年度の翌年度から5年間は保存しなければならない。
- 3 知事は、助成の状況を明確にするため、台帳を備えるものとする。

（個人情報の取扱い等）

第11条 この事業の実施にあたっては、この事業によって知り得た情報の取扱いについて慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人情報の取扱いには十分配慮するものとする。

（情報の提供等）

第12条 知事は、指定医療機関における日本がん・生殖医療登録システムへの臨床情報等のデータ入力状況の確認・フォローアップ等による国的小児・AYA世代のがん患者等のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業の推進を目的として、国または日本がん・生殖医療学会から助成の状況について照会があった場合は、必要性に応じて情報提供を行うものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、2019年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年4月1日から施行する。ただし、2021年3月31日以前に妊娠性温存治療を終了した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、2022年11月30日から施行し、2022年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2023年6月1日から施行する。

別紙 温存後生殖補助医療毎の助成上限額の詳細

第6条の表1の治療により凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療

治療内容 助成上限額	治療ステージ				妊娠の確認	
	(胚解凍)	薬品投与	凍結胚移植			
			胚移植	黄体期補充療法		
C (以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施) 10万円						

第6条の表2の治療により凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療

第6条の表3の治療により凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療

第6条の表4又は5の治療により凍結した精子を用いた生殖補助医療